

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和5年10月23日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時30分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 大会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 27名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 25名
欠席委員	近藤 義幸推進委員、近藤 正俊推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、今泉主査、池田主事、青山	
議事録署名者	5 加藤 公健 委員 8 横山 淳子 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 5 加藤 公健 委員 8 横山 淳子 委員

また、欠席者は 7 近藤 義幸 推進委員 18 近藤 正俊 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第44号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第44号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号33番から39番の7件です。申請内容は、7件とも農地の所有権を移転するためのものです。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが5件、農業経営基盤の拡大を図るためが2件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが5件、高齢により耕作が困難なためが1件、遠方により耕作が困難なためが1件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田10,213㎡、畑987.65㎡、計11,200.65㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第45号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第2第45号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し

上げます。

今回の申請は受付番号12番の1件で、転用用途は店舗等施設です。

面積は、田286㎡です。

続きまして日程第3第46号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号101番から111番の11件です。転用行為別に見ますと、工場用地が1件、駐車場・資材置場が3件、農機具等保管施設が1件、一般個人住宅が4件、土石等採取用地が2件です。

面積については、田20,163㎡、畑2,150㎡、合計22,313㎡です。

今回の申請につきましては一時転用以外に1,000㎡を超える案件はなく、一般的な内容のものが多いため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、10月13日に、杉本哲哉委員と山村京子委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第47号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

日程第4第47号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号16番及び17番の2件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田8,510㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第10号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5報告第10号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号35番から36番の2件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件です。面積は、田18㎡、畑373㎡の合計391㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号63番から74番の12件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が7件、分譲宅地用地が2件、店舗の建設が1件、倉庫事務所の建設が1件、敷地の拡張が1件です。

面積は、田5,737.24㎡、畑2,920㎡、他13.74㎡の合計8,670.98㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号157番から166番の10件です。解約事由別にみますと、自作するためが5件、売却するためが3件、他者に賃貸しするためが1件、借受人が耕作できなくなったためが1件です。面積は、田6,253㎡、畑4,830㎡、他226㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は9の1件です。申請地は平成8年に隣地に住宅を建築してから一体的に利用しています。面積は、畑83㎡となっております。

続きまして、農地法第3条の取消願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番の1件です。取消事由としましては、契約が取り止めになったためです。面積は、田936㎡、畑162㎡の合計1,098㎡です。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は1件です。変更事由としましては、新規採掘場を追加し、同時に許可期限を延長するためです。変更前、田8,493㎡、畑1,370㎡。変更後、田9,992㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

□ 農用地利用計画変更申出について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

事前送付資料、A4両面刷りの用紙「農用地利用計画変更申出総括表」をご覧ください。

今回、令和5年9月にありました農用地利用計画の変更申出につきまして説明申し上げます。

申出の内訳は、用途変更が1件、面積は196㎡でした。用途変更の目的は農業用倉庫が1件です。裏面の状況調書と併せてご確認ください。

自身の耕作地近傍に農業用倉庫を建築する計画で、雑排水は発生せず、雨水は自然浸透にて排水し、浸透しきれなかった雨水については敷地北東部に設置した浸透枡に集水して処理する計画となっております。敷地境界をコンクリートブロック積みにて施工するため、土砂の流出はないものと見込まれます。

なお、現地確認につきましては、10月13日に、杉本哲哉委員、山村京子委員にお願いし、実施いたしました。

本委員会でご了承いただくことができましたら、通知書を発行させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 不耕作地・違反転用農地の指導について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

先月の農業委員会にて、指導の必要のある不耕作地・違反転用農地を決定しました。そしてそれらの指導対象農地に対して、10月2日付けで指導文書を送付しました。

これらを踏まえまして、対象農地の権利者に対する指導ですが、10月31日を是正期限として通知文を送付しております。また、指導文書と合わせて不耕作

地は利用意向の確認書を同封しております。その結果、本日までに返答のあった利用意向確認書の内容と権利者から事務局へあった相談内容等について取りまとめを行い皆様には前回の農業委員会の際にお渡ししたリストの備考欄に相談内容等を記録したものをお渡ししております。

なお、リストについては農業委員の所管地区ごとに分けて作成をしておりますが、各地区で調査しやすいように担当地区を変更していた地区も見受けられましたので、推進委員の皆様にも農業委員の所管エリアごとのリストをお渡ししております。基本的には推進委員の皆様はリストのうち、自身の所管地区のみ確認いただければ結構です。現地調査後の指導等を行う際の参考としてください。

なお、本日から10月31日までに返答のあった場合、該当する地区の委員さんには情報を提供させていただきます。

では、今後のことについてご説明いたします。始めに不耕作地についての説明をします。農地パトロールにて指導対象農地としたものについて、11月になってから再び現地調査を行っていただきます。この現地調査につきましては、利用意向確認書等の返答のあるなしに関わらず、すべての不耕作地の確認をお願いします。そして、現地調査の結果、現場が改善されていない農地につきましては、可能な限り電話や訪問等による直接指導をお願いいたします。

なお、利用意向確認書に対して貸付又は売却を希望すると返答があった地権者に対しては、こちらから別途、貸付方法や売却方法等の通知を11月初旬に送付させていただく予定です。借り手や買い手が見つかるまでは、あくまでご自身で管理をしていただかないといけないということを明記しています。

指導方法につきましては、定例会資料1ページ資料1をご覧ください。指導対象農地権利者に対する指導方法について記載をさせていただいています。不耕作地については、不耕作に至った経緯や、今後の意向確認等をしていただき、適切な指導をお願いします。貸付や売却、転用などといった相談があるかと思いますが、ご対応をお願いいたします。

指導後は、5ページにあります報告書に指導結果を記載して、次回11月開催の農業委員会でご提出ください。報告書の様式は別途本日配布しておりますのでご確認ください。指導を行った日付は、実際に権利者に指導した日以外でも、時間を作って訪問したが会えなかった場合等も含めて記載をお願いします。合わせて、指導を行うのにかかった時間も併せてご記入をお願いします。また、報告書の中に「通知要否」とあり、この報告書をもとに12月に事務局でも現地確認を行い、改善が見られない農地につきましては、1月に再度指導文書を送付する予定をしています。その際に再度指導文書を通知すべきかどうかの意見を記入していただく箇所となっております。

こちらの報告書につきましては、現地調査後で草が刈られており、指導をしていない農地についてもその旨ご記入をお願いいたします。

次に、違反転用農地に関する確認について説明します。この活動は、違反転用していることを周知し、将来の改善に向けた確認、そしてこれ以上違反転用を増やさない予防策として行っていただきます。そのため、現地の状況に変わりがなければ把握するために現地確認はすべて行っていただきますが、権利者への確認については、委員または事務局に権利者から相談のあった案件や、過去から違反転用状態が継続し、その後の変化が見られない場合は直接指導していただくなくても結構です。

直接指導する場合の内容としましては、資料2ページの「違反転用の確認について」にしたがいまして、現地調査及び権利者の確認をしていただき、(3)のとおり、現状が違反状態、違法行為であり、解消する必要があることを伝えていただきます。相談として、(4)のとおり、原則農地として復旧していただく必要がありますが、やむを得ない必要がある場合は、その必要性、場所により農振除外や農地転用の見込みのある場合もございますので、担当職員と打ち合わせの上、ご協力をお願いいたします。

違反転用についても、不耕作地と同じように、対応履歴を記載した「違反転用農地リスト」を入れさせていただきますので、参考にしてください。確認後は、7ページにあります報告書に確認結果を記載して、次回11月開催の農業委員会でご提出ください。こちらの報告書の様式は本日配布しております。

違反転用農地については、是正や転用の相談等あるかと思えます。具体的な話が出るようでしたら、事務局へ案内してください。

次に、参考の地図ですが、8月に行った農地パトロールの際に使用した地図で返却していただいたもののうち、指導対象農地がある地図のみを再度配付しております。なお、こちらは農業委員の皆様のみお渡ししておりますので地図が必要な場合は同じ地区の農業委員、推進委員の皆様で協力して使用していただければと思います。来月11月の農業委員会で地図及び報告書の提出をお願いします。今回の確認・指導につきましては、農業委員、推進委員のどちらかの方に行っていただければ結構ですので、各担当区域で分担していただいても構いません。確認・指導を行わなかった方や、担当区域に指導対象農地がなかった方等は、ご提出いただかなくて結構です。その他、業務をする中で、様々なケースが想定されると思えますので、何かあれば事務局の方に個別でお問い合わせください。

最後になりますが、事務局として1件でも多くの農地が適正な状態へ戻るように、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えています。安城市内の農地の適正管理の為、日頃より大変ご尽力していただいておりますが、引き続きお力添えをよろしくをお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○鳥居 英持推進委員

以前からリストに載っている相続放棄地は手を出せない状況だと思いますが、こちらにあるリストは、書いた内容が明記されていないのでそのままの状況になっている。報告してもこのような状況にされるのですか。私はコメントを書いているが、備考欄に何も記載されていない。わかるようにしてリストに出してください。他の地域でも同じようなことがあるかもしれないので対応していただきたい。

○池田 主事

ありがとうございます。リストについては、ご要望としていただきました。今回は事務局に指導を出してから返答のあった方か、文書で回答のあった方のみ備考欄に書かせていただいています。鳥居委員からコメントをいただいた分は目を通してはいますが、今回のリストには載せていないので、今後検討していきたいと思います。鳥居委員の仰られる土地は、過去から違反転用農地で常態化していることは承知しています。指導しても同じ状況ではありますが、毎年指導文書を送るためのリストとして記載しています。過去から引き続き違反転用が常態化しているところは、委員さんの負担にもなりかねないと思いますので、直接指導していただかなくても結構です。

○鳥居 英持推進委員

今後はリストにコメントを記載していただくよう提案させていただきます。よろしくをお願いします。

○稲垣 英男推進委員

2か所草が背丈位に伸びた農地があります。昨年も指導しましたが草刈りをしてもらえず、そのままの状態です。草を刈ること自体が自分ではできないのではないのかと思うのですが、固定資産税が高くなると脅してもいけないし、どのように上手に話したらよいか。

また、何十年も同じ状態であるが、手続きをすると正常になってリストに出なくなるとは、1件は解消している。農務課に行って手続きをすると解消されるかどうかなのか。

○池田 主事

ありがとうございます。1点目の不耕作地の人に対してどう話すべきかについて、基本的には「周辺の耕作者や居住者に対して迷惑になっている」という理由以外は上手に伝えるのは難しいです。

○稲垣 英男推進委員

固定資産税が上がっているか上がっていないかはわかりますよね。

○池田 主事

課税の方に確認すればわかると思います。恐らく不耕作地というだけでは課税は変わっていないのではと思います。

○稲垣 英男推進委員

「早く刈らないと税金が上がっちゃうよ」とは言えないということですね。

○池田 主事

現時点で、不耕作で草が刈ってない状態だけでは課税が上がると伝えるのは難しいと思います。

2点目の手続きに関してですが、違反転用で既に建物が建っているような農地の法手続きの話だと思いますが、その点はケースバイケースでして、立地的に農地転用できるか、是正の手続きができる場所か、立地的にできても必要なものなのか審査させていただいているので、そのようなケースがあれば個別に事務局に相談していただければ対応させていただきます。

○稲垣 英男推進委員

草が生えているのをこの業者に言うと5、6万円できれいにしてくれるよというような先を市役所の方はご存じだったら教えていただきたい。

○池田 主事

事務局としては「どこ」というのは把握していない、「どこ」という案内も市としては難しいところなので、基本的には造園業をやっているような業者さんとかそういった伝え方をさせていただくのが良いかなと思います。

○黒田 清吾推進委員

私の地区にも相続放棄された土地があって、以前は不耕作地になっていました。持ち主がわからない土地は不耕作地になってしまう。早いうちに地域で考えて自主的に不耕作地を何とか田んぼとして維持しています。それが5年ぐらい

経っていて、それを何とか農地としている間に担い手なり誰かに貸付をしてほしいです。そういう制度があると思うんですけど、スピーディーにやってもらわないと有志の人が「やりたくない」って言うともた不耕作地に戻ってしまう。何か良い制度があると思うので誰が判断してそれを決定するかわからないですけど、それを何とかしてもらいたい。

○杉浦 係長

制度と言いますか、手としましては、議案として上げさせてもらっているような利用権ですとかそういう制度しかないかなと思います。農地として利用する上では3条ですとか利用権を付けさせてもらってやっていく制度があるにはありますが、課題としては担い手さんができるかどうかというところかなと思いますが、もしいますよということであればこちらの方もアプローチもできますし、その辺の折り合いかと思えます。

○黒田 清吾推進委員

もちろん、田んぼの形で作付けできそうな感じなので担い手はやる気はあるんですけど、持ち主がないので誰がどうやって判断して担い手へ貸し付けていくかっていうことなんですけど、それをやらないと不耕作地になってしまう。何か良い方法はないか。

○林 会長

相続放棄地っていうのは最終的にはどこの土地になるのか。市がその間タダで貸すなり、利益があるとそれも問題だろうし、管理するだけの関係でとなり近所が地代は無しで作ってもらえる人がいれば作ってもらった方が良いような気がする。

○黒田 清吾推進委員

それは、地域の判断で勝手に作って良いと言うことで良いのでしょうか。

○杉浦 係長

やはり、市の土地ではないので、安城市としては事例は無く、数としては少ないのですが、今後増えていくことも想定されますので、他の問題視しているような自治体も当然あると思いますので、自治体を研究させていただいて、それに対応するようなノウハウを学んで対応したいと思いますので、直ぐには動けないですが、しばらくお時間をいただきたいと思えます。

○鳥居 英持推進委員

相続放棄地だから権利は国の方に行っちゃてる。そうすると国はただ相続放棄を受けました。管理はしてもらわないと困るよ。

○杉浦 係長

既に国有地の農地につきましては、草刈りの管理はされていますので、今後相続放棄地で仮に国に属してしまったものに対してどうするかというのは確認させてください。今のものに関しては、国は草刈りまでは管理している。

○鳥居 英持推進委員

今の課題を農業委員会で検討すべき。現状としてはやりようがない、管理を営農の方がやっていただいてもタダ働きになってしまう。費用の出所がない。改善方法がないだろうか検討していただいた方が良いのではないかな。

○仲道 部長

貴重なご意見ありがとうございます。係長がご説明したとおり、まだそういうケースが少ない、もしくは顕在化していないところだと思います。もしかしたら水面下で進んでいるのかもしれないかもしれません。全国を見渡すと人口減少が激しい自治体はいくつもあります。そのようなところは、このような問題にもっと早く直面していることが推察されます。今日は色々な方からご意見をいただきました。権利がどうなるのか、利益が出たらどうなるのか、費用はどうすればいいのか。最終的にはこの場で皆さんのご意見をいただきながらより良い方法を探していくことになるかと思いますが、法的措置も含めてどのように対応していけば良いのかわかりませんのでお時間をいただければと思います。先進事例等を調査しながらある程度の案がまとまりましたら、皆様にご相談をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○鳥居 英持推進委員

よろしく申し上げます。

○稲垣 英男推進委員

耕作放棄地で草が背丈まで伸びているところがあります。草を刈っても良いかなと思うが、その草を片付けるのに困る。例えば、1万円で草を刈るとなると商売になる。そうすると環境クリーンセンターには持って行けなくなる。ボランティアで草を刈った場合、推進委員が刈った草を処分できるのか、簡単に処分するところがないということで、何か良い案がありましたら。

○林 会長

草だけではなく燃えるゴミを持っていこうと思うといろいろな問題が多い。町内会に連絡して町内会長からクリーンセンターに連絡してもらい持って行くなれば何とかなると思います。特に木を伐採して細かくしても受けてくれないことがある。町内会で申請した方が不法投棄の物などは処分するお金がかからないことが多いと思いますので、町内会を利用してください。

○稲垣 英男推進委員

町内会では趣旨が違う気がする。農務課が証明書をくれれば「どこの草を刈りますのでクリーンセンターで受けてください」という許可証をいただければそんなことができるのではないのでしょうか。

○林 会長

町内会に言ってもらった方がスムーズにゴミが捨てやすい。

○石川 和明推進委員

町内会で草を刈ると申請を出して処理してもらっている経緯があるのでできるはず。町内の環境保全ということのできる。

○稲垣 英男推進委員

軽トラで5・6杯くらい。

○太田 良子委員

枯れるまで置いてから持って行くと軽くなるし量も少なくなる。

○石川 和明推進委員

量の問題ではなく、正当性が認められれば町内会長の印鑑を押せば直ぐにできる。

○犬塚 伊佐夫委員

減免申請書は必ず町内会にあるので、市のごみ減量係と調整して減免申請して町内清掃すれば1町内会で10台も20台も行く。ただもっと極端なことを言うと業者が刈っても産廃とみるのか町内としてみるのかの判断が難しいと思いますが、町内会に行けば減免申請書があるので、1車につき1枚紙が必ずいるのでそれを出せば無料です。今、言われたように農務課か農業委員会がごみ減量

と相談してそういう判断をしていただければ課長の名前なのか会長の名前なのかで減免申請ができるように制度化していただければそれはそれで通ることじゃないかと思います。

○太田 良子委員

無料で刈ってあげるのは後々問題がないですか。あそこ刈ってあげたならここも刈ってくださいとなる。

○稲垣 英男推進委員

改善指導に去年行ってダメだったのをまた今年も行ってとなると何か良い方法はないのか。

○林 会長

まだ人がいれば良いけど、地域によっては人がいないところが知らない間に不耕作地になっていく。考えていかないといけない事例になってくると思います。

○犬塚 伊佐夫委員

まずは、町内会に言って善意で草を刈って減免措置をしてもらってください。相談したらもらってくれる。

○稲垣 英男推進委員

まだできるかわからないけど、ゴミが一番問題になりそうなので、趣旨としては農業委員会の不耕作地なので許可証を出していただければ良いのかなと思いました。

○太田 良子委員

制度ができるまでに時間がかかってしまう。

○石川 和明推進委員

町内会がそういう機能を持っているのでそれで良い。

○林 会長

まずは町内会に相談してもらってください。

○稲垣 英男推進委員

わかりました。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 秋季粘土採掘場現地調査について

8 ページ、資料 2 をご覧ください。

毎年、春と秋に実施しております粘土採掘場の現地調査ですが、後期の現地調査を 11 月 9 日（木）に予定しております。調査箇所数は、11 か所、総面積で 5 万 9,318 平方メートルでございます。

次に調査員としましては、推進委員 3 名、事務局 3 名、愛知県職員 1 名、西三粘土推進の会より 2 名の合計 9 名を予定しております。推進委員には、畔柳真推進委員、杉浦泰昭推進委員、杉山義和推進委員の 3 名の方に、既に事務局担当からその旨のお願いをさせていただきました。

次に、調査事項といたしましては、5 のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況などがございます。調査終了後は、参加された調査員で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくこととなります。

その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

2 デンパーク年間パスポートの購入あっせんについて

本市の貴重な観光資源であるデンパークの入園者数の増加に資する取組の一環として、年間入園パスポートの購入をあっせんさせていただきます。

今月の開催通知とともに申込書を事前に送付させていただきましたので、購入を希望される方につきましては、所定の事項を記入の上、本日の会議終了後までに事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、料金につきましては、年間の個人パスポートと家族パスポートについては、前年と同額でございますが、この 9 月より、新たに個人パスポートに限り、平日限定のパスポートが設けられました。平日限定の個人パスポートについては、1,400 円でございます。

代金は、来月の農業委員会の際に、パスポートをお渡しするのと引き換えに、現金で集金させていただきます。購入される方はお手数ですが、お釣りのないようにご用意くださいますようお願いいたします。

3 次回予定

11月22日(水)午後1時30分第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催し、定例会終了後に研修会を開催いたします。

研修会は、愛知県農業会議の竹内課長を講師としてお招きし、「農業者年金の制度概要」について、お話をさせていただく予定です。
連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○神谷 力委員

粘土採掘の現地調査の内容について、埋戻しの土に産業廃棄物等の混入を含むとありますが、市で決まった方法があれば教えてほしい。例えば砂を入れて作土を入れるなど。

○杉浦 係長

基本的には良質土を入れていただきまして、その上に作土を入れてくださいとお願いしております。

○神谷 力委員

粘土業者によってやり方が違うと思いますが、●●地区の粘土業者は作土の下に砂を入れる排水の対策をさせていただいておりますが、粘土採掘後の圃場が作物を入れても排水が悪くなり、作物が取れないことが多々あります。何か取決めをしていただけるとありがたい。

○杉浦 係長

先ほど良質土とお伝えしましたが、作土の下部分ですがサバ土を入れてくださいと指導させていただいている状況です。

○神谷 力委員

これと言って決まりがないという返答で良かったですか。先ほどサバ土等を入れ良質な土を埋め戻すと言われましたがそれ以外の要件はないと。

○杉浦 係長

それ以上の細かい要件はございません。

○神谷 力委員

営農組合でやっていますが、採掘後の圃場が元の状態に戻っていない状況が続いております。そのような圃場を受けて耕作するのですが、減収になるので、やらないで欲しいです。何か決まりを作っていただくとこの後の耕作にも良いのではと常々思っていました。また、検討していただけるとありがたいです。

○杉浦 係長

今お伝えしたのは深さもありますが、基本的には中土はサバ土、その上は採掘前と同じ厚さの作土を入れてくださいと指導しています。必要な基準を農業委員さんと協議させてもらいながらできればと思います。

○神谷 力委員

よろしくをお願いします。

○林 会長

作土を山に溜めてあるわけですが、何年も作土が置いてあると有機質の流出分があるので何年かは稲を作っても、何を作ってもできにくい状態だと思います。そのような所には堆肥を入れます。粘土業者と話をするより、地主と話をし何年間は地代は減額してくださいと話をするのが無難だと思います。

○石川 和明推進委員

●●町内の場合は、何年も前から粘土採掘禁止で許可しないことにしています。

○林 会長

地域地域で考えてください。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。